

## 下松市「医療的ケア児等」への退院前登録(情報提供)及び連携の流れフローチャート 解説

(「医療的ケア児等」対象児把握(相談)から情報登録及び連携への流れ)

退院前登録(情報提供)のメリットとして、次のようなことが挙げられます。

- 1 市への連絡が行き、連携ルートができます。
- 2 緊急時の対応(救急搬送等)が、より迅速な対応につながります。
- 3 医療的ケア児等ネットワークで情報が共有され、課題への対応を一緒に考えます。

流れを第1段階から第3段階までに階層化して、図で表しています。

**まず、第1段階として、「対象児の把握と関係づくり」に努めます。**

具体的には、

- (1) 対象児である場合、まず、下松市へご相談ください。  
【担当部署】下松市福祉支援課障害福祉係 ☎0833-45-1835  
または 【関係部署】下松市健康増進課 ☎0833-41-1234
- (2) 市は、相談を受け、市保健師(注 1)が必要に応じて訪問等を行い、状況把握を行います。  
注 1:市保健師とは、障害福祉係医療的ケア児等コーディネーター及び母子包括支援センター保健師等です。
- (3) その際、児の保護者の方へは、必要に応じて情報提供のご協力をお願いいたします。
- (4) 市は、児の保護者が消防署へ情報提供することに同意される場合、消防署へ情報提供を行う。

⇒緊急時の備えとなる。

(補足) 対象児把握のタイミングについて

通常の流れは、病院から在宅になる「退院時」からの流れが想定されますが、本市へ「転入」など、イレギュラーな場合も考えられますので、各関係者で声掛けあって、把握漏れがないようにします。

**次に、第2段階として、「連携・ネットワーク拡充・ケア会議」を進めます。**

具体的には、

- (5) 市は、児の保護者から他機関への情報提供に同意が得られた場合、医療的ケア児等コーディネーターと連携し合い、各分野の強みを活かしてネットワークを拡充し、随時ケア会議も行いながら、連携体制を整えていきます。

注 2:本市の場合、行政内(教育委員会・母子包括)・専門職・地縁団体との連携及び制度的なものに強みの「市保健師」、医療機関連携・病状観察・看護ケアに強みの「訪問看護師」、福祉サービス及び関係事業所連携・プランニング等相談支援に強みの「相談支援専門員」

に医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。3つの円が重なり合う図で、連携し合う様子を表現しています。

注 3:市からのネットワーク先としては、消防署、病院、訪問看護ステーション、相談支援専門員、サービス事業所、保育園等、学校、地縁組織等を想定しています。市から放射状に伸びた線でそれらの各団体・組織などが連結している図で、ネットワーク拡充の様子を表現しています。

注 4:それにプラスで、ケア会議をするとともに、個別解決が困難な地域課題については、医療的ケア児等支援部会という協議体で、協議していきます。ケア会議の背後に医療的ケア児等支援部会が位置し、医療的ケア児等支援部会は、第2段階と第3段階の両方にかかるように図で示しています。

そして、第3段階として、『医療的ケア児等』本人と家族が孤立せず、安心安全にいきいきと暮らせる地域づくりを目指します。

具体的には、

(6) 個々の医療的ケア児等と関係者との連携・ネットワークの充実を図り、児と家族のより良い暮らし(=孤立せず、安心安全で、いきいきとした暮らしができる事)を目指して創意工夫します。また、医療的ケア児等支援部会で個別解決が困難な地域課題を医療的ケア児等支援部会という協議体で共有し、地域の体制づくりを協議してまいります。

注 5:「医療的ケア児等」と家族の周りを、消防署、病院、訪問看護ステーション、相談支援専門員、サービス事業所、保育園等、学校、地縁組織等の各団体・組織で横連結した円が取り囲むような図で、その様子を示しています。

以上のことから、退院前登録をお勧めいたします。

既に、退院されて在宅でおられる方も、登録可能です。

まずは、下松市へご相談ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

下松市福祉支援課障害福祉係(市役所②)番窓口)

〒744-8585 山口県大手町 3-3-3

(電話)0833-45-1835

(Fax) 0833-41-6220

(メール) fukushien@city.kudamatsu.lg.jp